

## 介護保険負担限度額認定申請書に必要な添付書類

<預貯金等に関する申告(申請書)に記載の預貯金等を証する書類の写し>

種類	対象	提出書類
預貯金(普通・定期)	○	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し) (注)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	○	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	○	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	○	借用書などの写し
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)	×	—
その他高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財など)	×	—

### (注) 預貯金通帳の写しについて

必ず記帳してからコピーしてください。

- 通帳の見開き部分(表紙をめくった銀行名・支店・名義が分かる部分)
- 申請日からさかのぼって過去2か月分の取引が記入された部分のページ(年金振込期間を踏まえて2か月分が必要です。)
- 定期預金のページ

※配偶者がいる場合は、本人及び配偶者名義の全ての通帳について、残高の多少に関わらずコピーが必要です。